

平成 27 年 10 月 7 日

各都道府県水道行政担当部（局）長 殿

各厚生労働大臣認可水道（用水供給）事業者 殿

各都道府県知事認可水道（用水供給）事業者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課

重要給水施設管路の耐震化に係る調査について

厚生労働省では、「水道施設の耐震化の計画的実施について（平成 20 年 4 月 8 日 健水発第 0408002 号）」において、既存の水道施設の耐震化に関し、「災害時に重要な拠点となる病院、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など、人命の安全確保を図るために給水優先度が特に高いものとして地域防災計画等へ位置づけられている施設へ給水する管路については、優先的に耐震化を進める。」としています。

また、新水道ビジョン（平成 25 年 3 月策定）においては、重要給水施設配水管路の耐震化を優先して推進することを掲げています。

ついては、水道事業者等における重要給水施設の設定及び当該施設に至る管路の耐震化に関する状況を適切に把握し、耐震化対策の優先的な実施に資することを目的として、以下の 6 項目について、状況調査を実施します。調査項目（１）～（６）の詳細については、別紙（調査項目の説明）を参照してください。

各厚生労働大臣認可水道（用水供給）事業者及び各都道府県知事認可水道（用水供給）事業者は、別添エクセルに記入の上、各都道府県水道行政担当部（局）に提出してください。回答は 26 年度末時点の数値を記入してください。提出期限は平成 27 年 12 月 25 日（金）とします。

各都道府県水道行政担当部（局）は、本調査を各都道府県知事認可水道（用水供給）事業者に送付の上、回答を各厚生労働大臣認可水道（用水供給）事業者のものと合わせて集計し、厚生労働省水道課に提出していただきますようお願いいたします。

なお、本調査は、次年度以降においても継続調査していく予定であり、今後の耐震化推進及び補助制度検討のための重要なデータとなることを申し添えます。

記

調査項目（１） 重要給水施設を位置づけている計画及び施設分類

調査項目（２） 重要給水施設箇所数

調査項目（３） 管路の耐震適合性を有する重要給水施設箇所数

調査項目（４） 重要給水施設管路延長

調査項目（５） 重要給水施設耐震管路延長

調査項目（６） 重要給水施設耐震適合管路延長

本件問い合わせ先

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課

近藤(コトドリ)、田村(タムラ)

TEL：03-5253-1111(内線2983)

E-mail：suidougi.jutsu@nhlw.go.jp

調査項目の説明

■調査項目（１）

調査内容	重要給水施設を位置づけている計画 及び 施設分類
回 答	計画名 及び 施設名称
説明：貴水道事業の給水先において、災害拠点病院等の給水優先度が特に高い施設について、地域防災計画等、当該地方公共団体においての位置づけにより、重要給水施設を設定する。本項目では、その重要給水施設の選定がなされている計画名及び選定した施設の分類を記載する。分類は災害拠点病院、広域避難所、入所型社会福祉施設等、位置づけられた重要給水施設を記入欄に直接入力する。また、重要給水施設への配水支管ルートにおいて、当該配水支管ルートを選定した理由を選択肢より選ぶ。理由が無い場合は「その他」を選択し、記入欄に直接入力する。重要給水施設を未設定の事業体においてはその理由を記入欄に直接入力する。 なお、用水供給事業のみを実施している事業者においては、回答不要である。 補足： 全国の水道事業者において、重要給水施設を位置づけている計画の有無及び施設名称を把握するものである。	

■調査項目（２）

調査内容	重要給水施設箇所数
回 答	箇所（施設数）
説明：（１）で位置づけられた重要給水施設の箇所数について記載する。 なお、用水供給事業のみを実施している事業者においては、回答不要である。 補足：災害拠点病院等の重要な施設においては、大規模災害時の代替措置として地下水等により自己水を確保して浄水処理装置を設けるケース（専用水道など）も見られる。水道事業としては、災害対策を優先的に実施し、そのような施設への給水を確実に実施できる体制を整えることが重要である。全国の水道事業において、重要給水施設への供給ルート耐震化を図り、水道事業からの給水確保を目指すことも大きな狙いである。	

■調査項目（３）

調査内容	管路の耐震適合性を有する重要給水施設箇所数
回 答	箇所（施設数）
説明：貴水道事業の重要給水施設に給水するための管路ルートが耐震適合性を確保していれば、「管路の耐震適合性を有する重要給水施設」として、その施設数を算出する。管路ルートは配水池から重要給水施設までの場合と導送水管路も含めた場合の２パターンとする。 なお、基幹管路及び配水支管について複数路線により給水可能である場合は、耐震適合性の高いルートにより、管路の耐震適合性を判断する。 用水供給事業のみを実施している事業者においては、回答不要である。 補足：重要給水施設のうち、当該施設への供給管路の耐震適合性を有している施設が全体の何%あるかどうかを把握するもので、災害時における水道の耐震化対策を計る指標となると考えられる。 《 調査項目（３） ／ 調査項目（２） ＝ 管路の耐震適合性を有する重要給水施設率（％） 》	

調査項目（４）

調査内容	重要給水施設管路（重要給水施設に至る管路延長）
回 答	m
説明：貴水道事業において選定した重要給水施設に給水するための供給管路（導水管・送水管・配水本管・配水支管毎）の延長を算出する。貴水道事業におけるその管路総延長のうち、重要給水施設への管路ルート延長を抽出することとなる。 なお、複数路線により給水可能である場合は、耐震適合性の高いルートを設定し、その延長をカウントすることを基本とする。 用水供給事業者においては、供給先の事業者が重要給水施設を選定していることを確認し、供給先事業者への導送水ルートの延長をカウントする。 補足：優先的に耐震化を必要とする管路を選定するためのルートを選定し、その延長を算出することになるので、管路耐震化事業を視野に入れつつ、重要管路耐震化として必要な路線を選定する。	

■調査項目（５）

調査内容	重要給水施設耐震管路 (重要給水施設に至る管路のうち、耐震化済みの延長)
回 答	m
説明：貴水道事業の重要給水施設に給水するための供給管路（導水管・送水管・配水本管・配水支管毎）の延長（調査項目（４）の延長）のうち、耐震化済みの管路延長を算出する。重要給水施設管路延長の内数となる。 用水供給事業者においては、前項（４）で選定した導送水ルートで耐震化済みの延長をカウントする。 補足：前項（４）の重要給水施設管路のうち、耐震管路の延長を把握するもので、重要給水施設へ供給する管路ルートのうち何%が耐震化済みなのかを算出できることとなる。 《 調査項目（５） ／ 調査項目（４） ＝重要給水施設管路耐震化率（％）》	

■調査項目（６）

調査内容	重要給水施設耐震適合管路 (重要給水施設に至る管路のうち、耐震適合性のある延長)
回 答	m
説明：貴水道事業の重要給水施設に給水するための供給管路（導水管・送水管・配水本管・配水支管毎）の延長（調査項目（４）の延長）のうち、耐震適合性のある管路についての管路延長を算出する。重要給水施設管路延長の内数となる。 用水供給事業者においては、前項（４）で選定した導送水ルートで耐震適合性のある延長をカウントする。 補足：前項（４）の重要給水施設管路のうち、耐震適合性のある管路延長を把握するもので、重要給水施設へ供給する管路ルートのうち何%が耐震適合性を有するかを算出できることとなる。 《 調査項目（６） ／ 調査項目（４） ＝重要給水施設管路耐震適合率（％）》	